資料4

孤独・孤立対策に関する施策の推進を図るための重点計画　令和8年改定のポイント

- 令和６年４月に孤独・孤立対策推進法（令和５年法律第45号）施行、同年６月に法に基づく重点計画を策定（令和７年５月に一部改定）。
- 法施行から３年目となり、孤独・孤立対策担当大臣を中心に孤独・孤立対策の着実な推進に取り組み、地方公共団体・ＮＰＯ等への支援や孤独・孤立の予防を目指した取組等を引き続き重点的に推進。
- 孤独・孤立の実態調査や世論調査の結果を踏まえるとともに、有識者会議や官民連携プラットフォームにおいても議論を重ね、本部の下の孤独・孤立対策推進会議において、関係府省庁の取組状況を確認し、地方公共団体、地域協議会、関係機関等（ＮＰＯ等）の意見等も踏まえ、重点計画を改定（孤独・孤立対策推進本部決定）。

【令和８年改定の主なポイント】

現行計画に基づき、孤独・孤立対策の着実な推進に取り組んできた。孤独・孤立対策は国民の暮らしを守り抜く上で極めて重要な政策であるとの認識のもと、明らかとなった課題に的確に対応するため、以下の項目を中心に重点計画を改定。

①若者の孤独・孤立の予防に向けた取組の推進

➤ 令和7年の小中高生の自殺者数は、過去最多を更新（538人）。また、孤独感があると回答した人の割合も、若者や現役世代が高い傾向にある。

－年代別の孤独感を感じている人の割合は、30歳代が最も高く（43.0%）次いで50歳代（42.5%）、20歳代（42.0%）。

【高市内閣総理大臣　施政方針演説(R8.2)(抄)】
孤独・孤立に陥りやすい若者について、大規模な実態調査を行った上で、社会とのつながりの構築を支援します。

- こども・若者の孤独・孤立の実態を的確に把握し、若い世代の孤独・孤立の予防を目指した取組を強化する。自殺のリスクが高いこども・若者を、危機が深まる前に把握し、確実に支援につなげる仕組みを地域の中で着実に機能させる取組を推進する。
- 若手社員の孤独・孤立を予防する観点も含めた、民間企業におけるつながりづくりを推進する。

②地域における孤独・孤立対策の推進

➤地域における取組基盤の整備が必要な中、地方版官民連携プラットフォーム（ＰＦ）に関し、「設置方法や取り組み方が分からない」との回答も多く、自治体独自の実情に寄り添った伴走支援が求められる。

－ＰＦ設置自治体　174団体（うち、都道府県29、市区町村145）

➤当事者の抱える課題が複雑化する中、日常的な会話や交流の中で当事者の困りごとや悩みに気づき、必要に応じて居場所など必要な地域資源につなげていくことが求められる。

- 地域の実情に寄り添い、交付金も活用しつつ、設置状況の段階に応じた地域密着型の伴走支援をきめ細かく実施。まずは全都道府県でのプラットフォームの設置を目指す。
- 拡がりを見せているいわゆる「社会的処方」の取組を推進し、悩みを抱える当事者を日常生活動線上の多種多様なタッチポイントから、居場所などの地域資源につなげる取組の社会実装に取り組む。

③孤独・孤立対策の認知度向上

➤政府が孤独・孤立対策を推進していることを「よく知っている」、「ある程度知っている」と回答した人の割合は、14.4%。世代別で見ると、20代(8.1%)や30代(9.8%)などの現役世代で知っている人の割合が低い。

- 政府が発信する情報が国民にしっかりと伝わるようにし、かつ、地方公共団体等による支援の情報を確実に地域住民に届ける観点から認知度の向上は最重要課題。国民への普及啓発・機運の醸成と、関係府省庁・地方公共団体等や支援の現場における施策認知度の向上を車の両輪とし、広報等の進め方の抜本的な見直し、対策の必要性や国の取組状況の積極的な発信などに着実に取り組む。

孤独・孤立対策に関する施策の推進を図るための重点計画（R6.6.11決定（R8.7.10一部改定））のポイント

重点計画の意義

- 令和６年４月１日に施行された孤独・孤立対策推進法（令和５年法律第45号）に基づき、孤独・孤立対策推進本部において決定。
- 孤独・孤立対策に関する施策についての基本的な方針、孤独・孤立対策に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策等を定め、重点計画に定める施策については、原則として、具体的な目標及びその達成の期間を定めることとされている（推進法第８条）。

現状認識等

- ◆ コロナ禍後も、社会問題の背景に孤独・孤立問題の存在が指摘される。足元では小中高生の自殺者数が過去最多。
  今後我が国では単身世帯や単身高齢世帯の増加、孤立死の増加が見込まれ、問題の深刻化が懸念。
- ◆ 関係府省庁、地方公共団体及びＮＰＯ等が有機的に連携し、社会のあらゆる分野に孤独・孤立対策の視点を入れることを徹底。
- ◆ 推進法に基づき、総理・担当大臣のリーダーシップの下、推進本部を中心に総合的な取組を強化・深化していく。

基本理念（推進法第２条）

（１）孤独・孤立双方への社会全体での対応、（２）当事者等の立場に立った施策の推進
（３）社会との関わり及び人と人との「つながり」を実感できるための施策の推進

孤独・孤立対策の基本方針

（１）孤独・孤立に至っても支援を求める声を上げやすい社会とする
①孤独・孤立の実態把握　②支援情報が網羅されたポータルサイトの構築・タイムリーな情報発信　③声を上げやすい・かけやすい環境整備

（２）状況に合わせた切れ目のない相談支援につなげる
①相談支援体制の整備（電話・ＳＮＳ相談の24時間対応の推進等）
②人材育成等の支援

（３）見守り・交流の場や居場所を確保し、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを行う
①つながり・居場所づくり　②アウトリーチ型支援体制の構築　③施策の相乗効果を高める分野横断的な連携の促進
④地域における包括的支援体制等の推進

（４）孤独・孤立対策に取り組むＮＰＯ等の活動をきめ細かく支援し、官・民・ＮＰＯ等の連携を強化する
①ＮＰＯ等の活動の支援　②ＮＰＯ等との対話の推進　③連携の基盤となるプラットフォームの形成　④行政における孤独・孤立対策の推進体制の整備

★　特に重点を置いて取り組むべき事項

①　地方公共団体及びＮＰＯ等への支援
- 連携の基盤となる地方版官民連携プラットフォームや孤独・孤立対策地域協議会の設置状況の段階に応じた地域密着型の伴走支援の実施。
- 交付金等の活用に加え、活動事例の周知・横展開や、地方公共団体における取組の工夫や課題を把握・整理し、地域の実情に応じた対策を支援。

②　孤独・孤立状態の予防を目指した取組強化
- 悩みや困りごとが深刻化・複雑化する前に対応する、孤独・孤立状態の予防の観点が重要。
- 「孤独・孤立に至っても支援を求める声を上げやすい・声をかけやすい社会」の実現に向けた普及・啓発活動の実施。
- 身の回りの人に関心をもち、できる範囲で困っている人をサポートする一般市民「つながりサポーター」の普及。
- 自殺のリスクが高いこども・若者を、危機が深まる前に把握し、確実に支援につなげる仕組みを地域の中で着実に機能させる取組や、家庭でも学校でもない多様な居場所づくり、こども・若者への伴走支援、教育や福祉等に携わる方の顔の見える関係づくり等の推進。
- 民間企業におけるつながりづくりの推進。
- 単身者等の孤独・孤立状態の予防や社会とのつながりを失い孤立死に至ることを予防する観点からの居場所・つながりづくり等の実施。
- 拡がりを見せているいわゆる「社会的処方」の取組を推進し、悩みを抱える当事者を日常生活動線上の多種多様なタッチポイントから、居場所などの地域資源につなげるこうした取組の社会実装の推進。

③　重点計画に定める施策のエビデンスに基づく評価・検証を通じた取組の推進

上記の施策も含め、孤独・孤立対策の認知度の向上は最重要課題。広報等の進め方の抜本的な見直し、対策の必要性や国の取組状況を積極的に発信。